

札幌市中央卸売市場事業の設置等に関する条例及び札幌市中央卸
売市場業務規程の一部を改正する条例の一部を改正する条例案
令和2年（2020年）5月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市中央卸売市場事業の設置等に関する条例及び札幌市中央卸
売市場業務規程の一部を改正する条例の一部を改正する条例
札幌市中央卸売市場事業の設置等に関する条例及び札幌市中央卸売市場業務
規程の一部を改正する条例（令和2年条例第21号）の一部を次のように改正
する。

- (1) 第2条のうち札幌市中央卸売市場業務規程（昭和47年条例第3号）第4
2条第1項及び第2項の改正規定中「あっては」に「、「一定の」
を「市長が別に定める」に」を加える。
- (2) 第2条中札幌市中央卸売市場業務規程第42条第3項を改め、同項各号を
削り、同条第4項を改め、同条第5項を削る改正規定を次のように改める。

第42条第3項中「卸売業者」を「前2項の規定にかかわらず、卸売業
者」に、「第1項第2号及び第3号」を「第1項各号」に、「ついては」を
「ついて」に、「あって」を「あって」に、「せり賣又は入札の方法」を「市
長が指示した取引方法」に改め、同項に次の4号を加える。

- (3) 災害の発生により生鮮食料品等の円滑な流通が阻害されるおそれ
ある場合
- (4) 感染症等の発生又は拡大を防止するために取引参加者間の接触を軽
減する必要がある場合
- (5) 市場施設の損壊等により取引参加者の安全の確保が困難となるおそ
れがある場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示することが適切と判断した
場合

(3) 第2条中札幌市中央卸売市場業務規程第43条の改正規定の前に次のように加える。

第42条第4項中「市場内の卸売場に掲示する」を「インターネットの利用その他の適切な方法により公表する」に改め、同条第5項を削る。

(4) 第2条のうち札幌市中央卸売市場業務規程第60条第1項第4号及び同条第2項の改正規定中「第50条第1項第2号又は第3号」を「第50条第1項各号」に改め、「」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

卸売市場法施行規則の一部改正に伴い、本市の中央卸売市場における卸売予定数量等の報告に係る規定を改正するほか、取引参加者の安全の確保等の観点から売買取引の方法の変更に係る規定を改正するため、本案を提出する。